

第 8 2 号議案

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

足立区地域学習センター条例（平成 1 3 年足立区条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

同	江北地域学習センター
	新田分館

を

」

「

同	江北地域学習センター
同	新田地域学習センター

に改める。

」

第 5 条中「教育委員会が必要と認めるときは」を「第 1 7 条第 1 項の規定により地域学習センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改める。

第 6 条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」を「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改める。

第 8 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 1 3 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改

め、同条第4号中「管理者の指示」を「指定管理者の指示」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第15条中「施設に」を「施設又は付帯設備に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第16条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第17条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第17条 地域学習センターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定)

第18条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により地域学習センターの目的を最も効果的に実現するこ

とができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会)

第19条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を行わせるため、教育委員会の附属機関として、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業(教育委員会の権限に属するものを除く。)

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が地域学習センターの管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第21条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び地域学習センターの管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、地域学習センターを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、地域学習センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を

取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表第 1 中

「

ホール（平日）	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	3万3000円
ホール（土曜・日曜・休日）	7,600円	1万4,400円	2万1,800円	3万9,300円

を

」

「

ホール（平日）	舞台付	5,600円	1万1,200円	1万6,800円	3万3000円
ホール（土曜・日曜・休日）		7,600円	1万4,400円	2万1,800円	3万9,300円
ホール	レク用	4,000円	5,000円	6,100円	1万3,700円
会議室		1,200円	1,500円	1,800円	4,000円

に

」

改める。

付 則

（ 施行期日 ）

- この条例は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 17 条の改正規定、第 18 条を第 22 条とし、第 17 条の次に 4 条を加える改正規定（第 18 条及び第 19 条の規定に係る部分に限る。）及び付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（ 経過措置 ）

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区地域学習センター条例第 17 条の規定に基づき管理の委託をしている施設につい

ては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前にこの条例による改正後の足立区地域学習センター条例第18条第2項の規定に基づき指定管理者を指定した場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行日の前日までに足立区男女参画プラザ条例（昭和62年足立区条例第53号）の規定によりなされた施設（会議室、料理室及びホールに限る。）の使用の承認その他の使用に関する手続でこの条例の施行日以後の施設の使用に係るものについては、この条例による改正後の足立区地域学習センター条例の規定によりなされた足立区梅田地域学習センターの施設の使用の承認その他の使用に関する手続とみなす。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会	日額 2万1,000円
-----------------------	-------------

（提案理由）

地域学習センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。